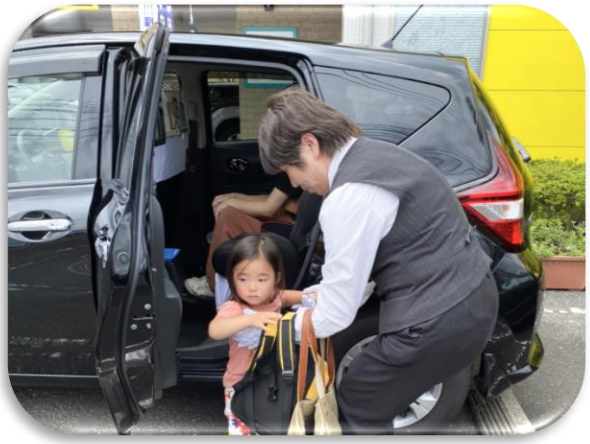
０～２歳児世帯
子育てし大県“さが”タクシー
利用券のご案内

＊０～２歳児世帯子育て支援事業＊





【0～2歳のこどもと一緒のおでかけを応援！】

▶0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券は、０～２歳の小さなお子さまがいる世帯の移動負担を軽減することで、**こどもと一緒のお出かけを応援**するものです。

▶**令和９年２月２８日（日）**まで利用できます。

▶利用券１枚につき**500円**相当の運賃（待機料金・迎車回送料金を含む）として、一度に複数枚のご利用が可能です。

▶利用券は、**おつりは出ない**ため、運賃と利用券との差額は利用者が負担してください。また、**おつりが出ないことをご承知の上であっても、運賃を超える金額の利用券は使用できません。**

▶ご使用例

運賃1,200円の場合・・・　利用券２枚＋200円の自己負担

（この場合、利用券３枚（1,500円）の使用はできません。）

使用方法

【配車依頼】
①利用したいエリア（発着地）のタクシー事業者に電話
②０～２歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券使用の旨を伝える
※チャイルドシートを希望する場合はその旨を伝える
（チャイルドシートが出払っているなど、ご希望に応じることができない場合があります。）なおタクシーは、チャイルドシートの装着は例外として免除されています。
③「利用者の氏名・住所・電話番号」を伝え、タクシーの配車を依頼
※配車時間の指定は、指定する日にちや時間帯によってタクシー事業者が対応できない場合があります。

【配車】
指定された場所へ、ドライバーがお迎えに伺います。

【利用券使用】
料金を支払われる際に利用券を運転手に渡してください。
※運賃を超える額の利用券をお渡しいただいてもおつりは出ませんので、運賃と利用券との差額は利用者が負担してください。（おつりが出ないことをご承知の上であっても、運賃を超える金額の利用券は使用できません。）
例：1,200円の場合　500円券２枚＋現金200円で支払い

注意事項

◆この利用券を利用できるタクシーは、佐賀県内の子育てし大県“さが”タクシー運行事業者のタクシーです。
◆空車表示で走行中のタクシーや停留所タクシー、配車アプリは使用できません。
◆この利用券は、０～２歳児と同乗する方以外は利用できません。
※ただし、対象となるこどもの入院先と自宅等との移動に限り、保護者の単独乗車が可能です。
◆利用券を使用するときは、氏名欄に申請者本人の名前をご記入ください。
◆利用券の再発行はいたしません。
◆利用券を他人に譲渡するなど不正に利用することはできません。

利用券が使用できるタクシー事業者一覧

利用券が使用できるタクシー事業者一覧

発着地	タクシー会社名	運行時間	連絡先
佐賀市	佐賀タクシー	24時間	☎0952-24-8080
	中央タクシー	24時間	☎0952-24-2222
唐津市	昭和タクシー	9:30～20:30	☎0955-74-4004
	唐津観光タクシー	9:30～20:30	☎0955-72-4141
	温泉交通	7:00～21:30	☎0955-70-5555
	からつタクシー	9:30～19:00	☎0955-74-5387
鳥栖市	スマイルタクシー	6:00～26:00	☎0942-83-4101
	鳥栖タクシー(受付:基山タクシー)	6:00～26:00	☎0942-81-7334
	久留米西鉄タクシー	6:00～25:00	☎0942-21-0011
多久市	昭和タクシー	9:30～20:30	☎0952-75-2166
伊万里市	西肥亀の井タクシー	24時間	☎0120-311-353
武雄市	武雄タクシー	9:00～24:00	☎0954-23-1111
鹿島市	再耕庵タクシー	9:00～24:00	☎0954-62-2171
小城市	小城タクシー	7:00～24:00 (受付/～23:30)	☎0952-20-1741
嬉野市	(嬉野町)温泉タクシー	9:00～24:00	☎0954-43-1150
	(塩田町)再耕庵タクシー	9:00～24:00	☎0954-62-2171
神埼市 / 吉野ヶ里町	吉野ヶ里観光タクシー	6:00～26:00	☎0952-51-1333
基山町	基山タクシー	6:00～26:00	☎0942-81-7334
上峰町 / みやき町	スマイルタクシー	6:00～26:00	☎0942-83-4101
	吉野ヶ里観光タクシー	6:00～26:00	☎0952-51-1333
玄海町	温泉交通	7:00～21:30	☎0955-70-5555
有田町	西肥亀の井タクシー	6:00～24:00	☎0120-788-489
	有田タクシー	7:00～26:00	☎0955-42-3131
大町町 / 江北町 / 白石町	錦タクシー	9:00～17:00(日祝休み) (事業者にお問い合わせください)	☎0954-65-3158
太良町	再耕庵タクシー	月～土 8:00～21:00 日・祝 9:00～18:00	☎0954-67-2345

利用券Q&A

Q 往復ともに保護者単独で乗車するときは、利用できないのですか。

A 利用券は対象となる子と一緒に乗車する際に利用できます。ただし、対象となる子の入院先と自宅等との移動に限り、保護者の単独乗車が可能です。

Q 対象となる子の保育園等への送迎に利用する場合、対象となる子が同乗していない片道分は利用できますか。

A 一連の乗車であれば利用できます。例えば、お迎えの場合に往路は保護者等が一人で乗車しますが、お迎え場所で待機してもらい、復路も同一のタクシーに対象となる子と同乗することで往復分の運賃に利用券を使用できます。

Q 対象となる子以外のきょうだいも乗車できますか。

A 対象となる子が乗車していれば、対象となる子のきょうだいも同乗可能です。

Q 対象となる子の保護者以外が利用してもいいですか。

A 対象となる子の保護者の依頼を受けた方（祖父母やファミリーサポートセンター事業のサポーターなど）も利用可能です。この場合、利用券には利用券の申請をされた保護者の氏名を記載してもらってください。

Q 対象の子供と一緒に移動する大人（保護者含む）が多く、2台に分乗した際、大人のみ乗車したタクシーにも利用券は使用できますか。

A 使用できます。1台の乗車人数を超えて2台以上に分乗した場合、同一の移動であればいずれの乗車分にも利用券をご使用いただけます。

Q 対象となる子が利用期間中に3歳を迎えますが、利用できますか。

A 令和8年4月1日時点で0～2歳児もしくは、それ以降に生まれたこどもが対象になりますので、利用できます。

Q 子育てし大県“さが”タクシー事業者であれば、どこの事業者のタクシーでも利用できますか？

A 利用する際には、利用したいエリア（発着地）の子育てし大県“さが”タクシー事業者に電話をしてください。例えば隣の市町にある病院から利用される場合は、その市町を運行区域とする子育てし大県“さが”タクシー事業者に電話してください。

Q 子育てし大県”さが”タクシーが出払っているため、一般のタクシーでの対応でよいかと言われた場合はどうすればいいですか。

A 子育てし大県“さが”タクシーが全て運行中である場合は、その事業者の一般のタクシーを利用可能です。



子育てし大県“さが”タクシーとは？

妊娠中の方やこどもへのおもてなしの研修を受けたドライバーが運行する子育て世代に優しいタクシーです。

利用券Q&A

Q おもてなしドライバー研修を受けたドライバーが必ず運転されますか。

A タクシー事業者の運行状況により、それ以外のドライバーが対応する場合もあります。

Q タクシー事業者に、チャイルドシートが出払っていると言われました。
チャイルドシートなしでこどもを乗せるのは問題ありませんか。

A タクシーでは法律上、チャイルドシートの使用義務は免除されています。

Q 福祉タクシー券や運転免許証返納者に対する補助券などとの併用は可能ですか。また、ふたご・みつご子育てし大県”さが”タクシーとの併用は可能ですか。

A いずれも可能です。ただし、福祉タクシー券や運転免許証返納者に対する補助券など、各市町の定めに従い、ご利用ください。
ご利用の際は、メーター表示額から、福祉タクシー券（運転免許証返納者に対する補助券等を含む。）やふたご・みつご子育てタクシー利用券の額を差し引いた金額をお支払いください。
なお、運賃と各補助券等の額を差し引いた金額が５００円未満の場合、利用券は使用できません。

Q 有効期限の切れた利用券はどうしたらいいですか。

A 裁断のうえ、廃棄していただければ返却は不要です。

子育てし大県“さが”タクシーについて

タクシーについて
詳しくはこちら

◆佐賀県　交通政策課　地域交通システム室
〒840-8570　佐賀市城内1丁目1番59号
☎：0952-25-7525　FAX：0952-25-7142
✉：koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

利用券の使い方など

詳しくは
こちら

お気軽に県こども未来課までお問い合わせください
◆佐賀県　こども未来課
〒840-8570　佐賀市城内1丁目1番59号
☎：0952-25-7381　FAX：0952-25-7339
✉：kodomomirai@pref.saga.lg.jp

こそだたいけん
子育てし大県“さが”
kosodate shitaiken "SAGA"